

台東区バリアフリー基本構想

概要版

令和4年10月
台東区

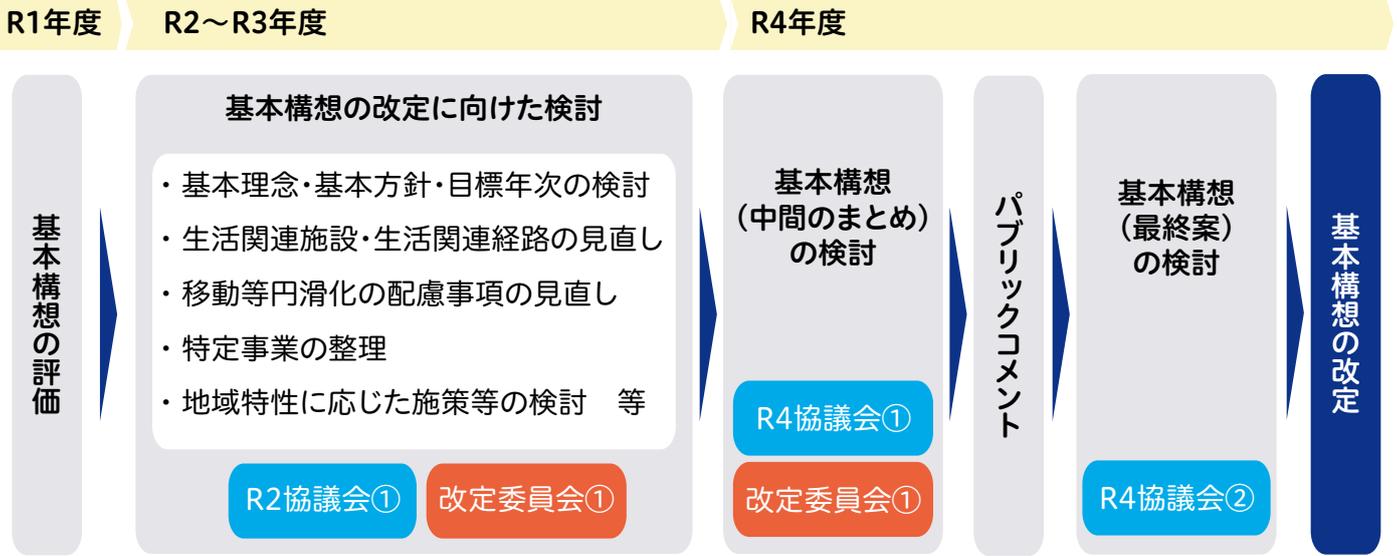


基本構想改定の背景

区では、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を受けて、「台東区交通バリアフリー基本構想」を策定後、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成23～24年度にかけて「台東区バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」）を策定し、基本構想に基づく特定事業計画を策定しました。そして、基本構想の目標年次が令和2年度であることから、改定に向けて、令和元年度に台東区バリアフリー基本構想評価委員会を設置し、基本構想の評価を行い、課題を整理しました。さらに、平成30年から令和3年にかけて順次施行された「改正バリアフリー法」を踏まえ、令和3～4年度に基本構想の改定を行いました。

基本構想の改定にあたって

基本構想の改定にあたり、下図に示す流れで検討を行いました。



旧基本構想の評価

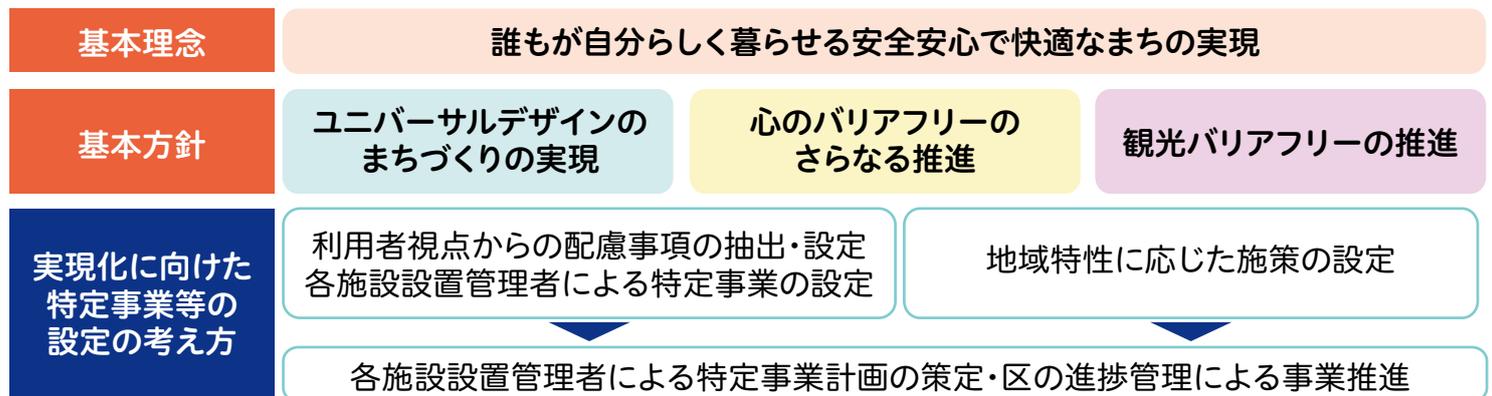
旧基本構想の主な評価として、以下の3点が挙げられました。

- 利用者や区民からは、ハード、ソフト両面でバリアフリー化が進んだ実感があるとの回答が得られた。
- 「施設の使いやすさ」という点では、情報案内の改善を求める意見や、ユニバーサルデザインの観点からの意見もあり、更なるレベルアップに向けた課題が見えた。
- 「心のバリアフリー」については、積極的な取り組みが実施されているが、バリアフリー法改正を受け、より一層の浸透を図ることが求められている。

基本構想改定に向けた基本理念・基本方針

(1) 基本理念及び基本方針

台東区長期総合計画及び旧基本構想の評価などを踏まえた、基本理念及び基本方針を設定します。



(2) 特定事業等の設定

基本理念及び基本方針の実現化に向けて、特定事業等を設定します。バリアフリー法による基本構想制度において、公共交通、道路、都市公園、建築物(路外駐車場含む)、交通安全(信号機等)の特定事業の設定に加え、共生社会の実現、社会的障壁の除去に向けて、心のバリアフリーを推進するための教育啓発に関するソフト事業や、その他バリアフリー化に必要な事業を設定し、行政及び関連する民間事業者等の協力のもと、事業推進を図る枠組みとなっています。

このため、区民の方々から寄せられたご意見や課題を踏まえ、各特定事業の設定における考え方及び配慮事項を示すことにより、各施設設置管理者が具体的な事業を設定します(P.5、P.6)。

基本構想の計画期間

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10か年とします。

重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

重点整備地区の設定

区では、旧基本構想において区全体を重点整備地区に設定しており、バリアフリー法における重点整備地区の要件を踏まえ、引き続き区全体を重点整備地区に設定します。

生活関連施設の設定

旧基本構想
から継続する
もの

- ・継続した機能確保や更なるバリアフリー化の推進を図るため、既にバリアフリー化された施設も含めて旧基本構想で生活関連施設に位置づけた施設を引き続き設定します。

+

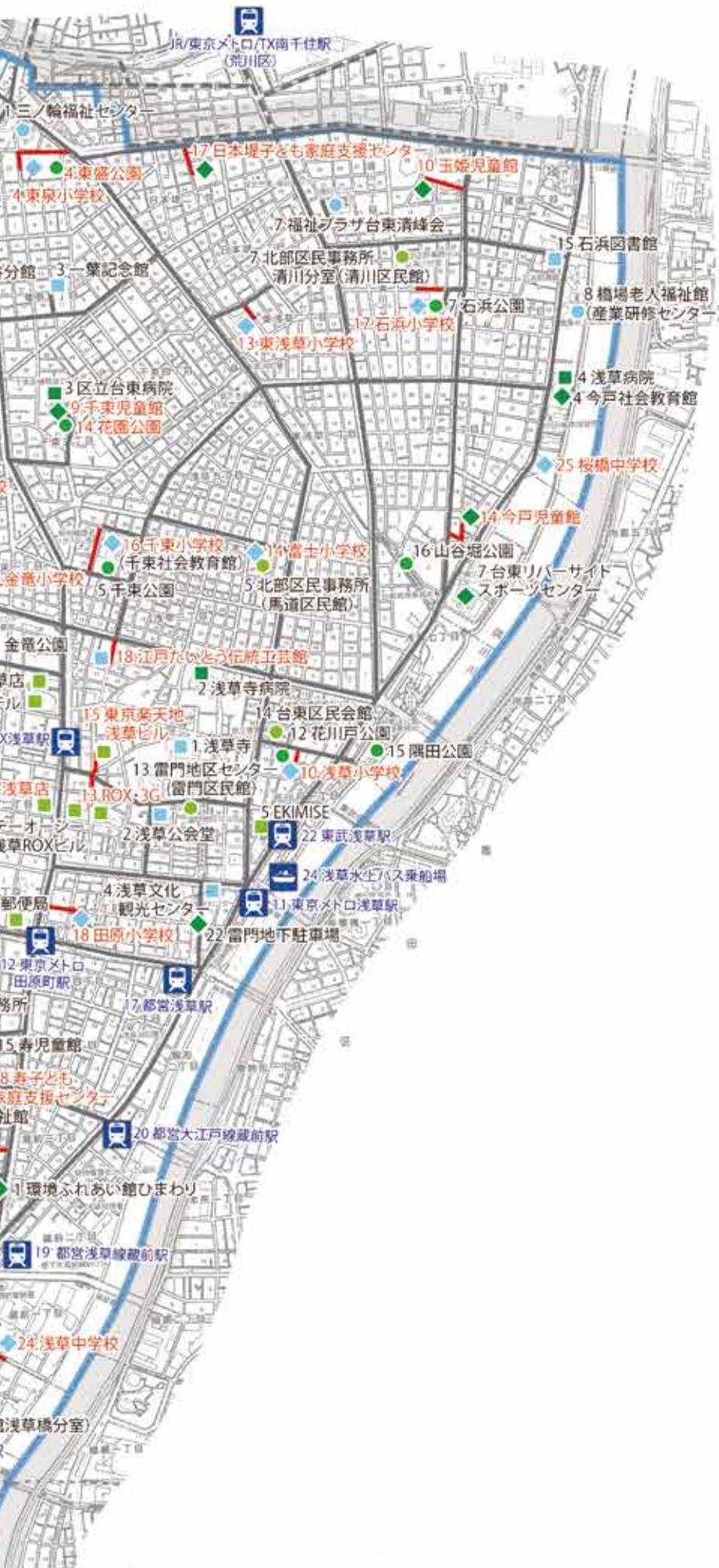
本基本構想で
追加するもの

- ・公立小中学校が、地域拠点機能の高まりや、バリアフリー法の改正により、バリアフリー基準適合義務の対象に追加されたことを踏まえ、区立小中学校を生活関連施設に追加します。
- ・妊産婦やベビーカー利用者等が多く利用する施設のバリアフリー化の推進を図るため、すべての区立児童館及び子ども家庭支援センターを生活関連施設に追加します。
- ・観光バリアフリーの推進を図るため、大規模商業施設(店舗面積1,000㎡以上)のうち、観光客利用が見込まれる商業施設等及びすべての区有文化施設を生活関連施設に追加します。
- ・生活関連経路に接する面積1,000㎡を超える都市公園を生活関連施設に追加します。

生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互間の経路を定めることになっています。旧基本構想において設定した生活関連経路は引き続き設定するものとします。

また、今回新たに追加した生活関連施設については、設定済みの生活関連経路から分岐させ、施設間の移動が想定される経路について、ネットワークの形成に配慮し経路を設定します。



凡例

重点整備地区(区全域) 

生活関連施設

旅客施設 

公園 

官公庁施設 

保健福祉施設 

医療施設 

商業施設 

文化施設等 

区立小中学校 

その他公共公益施設 

※施設名が赤字の施設は追加施設

生活関連経路

旧基本構想(道路) 

旧基本構想(園路) 

追加経路 

隣接自治体の生活関連経路 

移動等円滑化に向けた配慮事項

特定事業の設定にあたり、共通の配慮事項、特定事業設定の考え方を整理しました。

公共交通特定事業設定の考え方

○旅客施設

- ・旧基本構想で位置づけた特定事業により、令和3年度までに基本的なバリアフリー整備が進んでいます。引き続き、特定事業の推進を図り、さらなる利便性の向上に向けたスパイラルアップを図る必要があります。
- ・最低限の移動等円滑化経路の確保に加え、複数の移動等円滑化経路の確保や、乗り換え時も含めた円滑な移動の確保に向けて、事業者間で連携した取り組みが必要です。等

○バス(車両・停留所等)

- ・道路管理者と協力して、改善の必要性のあるバス停留所について検討する必要があります。
- ・高齢者・障害者等の心理や行動の特徴等を理解し、心のバリアフリーの取り組みを充実する必要があります。等

都市公園特定事業設定の考え方

- (1) 段差がなく、十分な幅員が確保された出入口や園路の確保が必要です。
- (2) 車椅子利用者用トイレやオストメイト対応設備、乳幼児用設備の設置など、高齢者・障害者等が利用しやすい環境を整える必要があります。
- (3) 高齢者・障害者等が休憩できる施設の設置が必要です。
- (4) 誰にでもわかりやすい施設の案内表示が必要です。
- (5) 公園施設の適切な維持管理を行う必要があります。

建築物特定事業設定の考え方

- (1) 接続する道路との段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保など、さらなる利便性の向上のためスパイラルアップを図る必要があります。
- (2) 段差がなく、十分な幅員が確保された通路が必要です。
- (3) エレベーターや車椅子利用者用トイレ、オストメイト対応設備、乳幼児用設備の設置など、高齢者・障害者等が利用しやすい環境を整える必要があります。
- (4) 誰にでもわかりやすい施設の案内表示が必要です。
- (5) 高齢者・障害者等の心理や行動の特徴等を理解し、適切な対応を心がける必要があります。

道路特定事業設定の考え方

- (1) 道路の改修工事や無電柱化事業にあわせて、沿道と連携しながら効果的・一体的に歩道のバリアフリー化を進める必要があります。
- (2) 整備済みの路線についても適切な補修・維持管理を継続する必要があります。
- (3) 関係機関と連携し、歩道上の違法な駐輪や不法占用物などのない、安心して通行できる歩行空間を確保する必要があります。
- (4) 外国人などの利用も意識した案内サインの充実が必要です。
- (5) 工事に関する情報提供や、バリアフリー化に関する区民への意識啓発が必要です。

交通安全特定事業設定の考え方

- (1) 生活関連経路における音響式信号機等のバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置を計画的に進める必要があります。
- (2) 歩道への違法駐車など、移動を妨げる交通の取り締まりや、歩行者・自転車等の安全のための注意喚起を推進する必要があります。
- (3) 区民からの要望を踏まえて、信号機や横断歩道の整備、信号の青時間延長などを検討し、円滑な移動を確保する必要があります。

教育啓発特定事業設定の考え方

区では、福祉のまちづくりの推進に向け、様々な心身の特性や考え方を持つ他者への理解を深め、多様な他者とコミュニケーションを取る力を養うため、小中学生向けの高齢者・障害者疑似体験の実施やパンフレットの作成、区民及び区内の事業者を対象とする講習会の開催などにより、心のバリアフリーを推進するための啓発を行っていくこととしています。なお、各事業者においても、心のバリアフリーの推進に関する教育研修や啓発活動等の事業を各特定事業において設定することとします。

特定事業

各事業種における主な特定事業を以下に示します。

公共交通特定事業

施設数:24 バス:2 事業数:181

○旅客施設

- ・バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図を設置します。
- ・高齢者・障害者等への適切な対応について、駅係員への教育を定期的実施します。等

○バス(車両・停留所等)

- ・上屋やベンチの設置を進めます。
- ・高齢者・障害者等への適切な対応について、乗務員への教育を定期的実施します。等



乗り換え案内図



バス停留所
上屋・ベンチ

都市公園特定事業

施設数:16 事業数:84

- ・定期的に園路の保守点検を行い、快適な歩行空間を確保します。
- ・トイレの改修又は改築時に、オストメイト対応設備を設置します。
- ・ベンチを設置または増設します。
- ・バリアフリー経路や公園施設などについて、わかりやすい案内表示を設置します。等



公園出入口(スロープ)

建築物特定事業

施設数:112 事業数:983

- ・歩道上から建築物出入口まで連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。
- ・授乳室やオムツ交換台などの設備を設置します。
- ・エレベーター・エスカレーター・トイレなどに音声案内を設置します。
- ・利用者への適切な対応について係員の教育を実施します。等



おむつ交換台の設置

道路特定事業

施設数:124 事業数:1102

- ・道路の改修工事にあわせ、歩道の改良(バリアフリー化)を進め、段差及び勾配を解消するとともに、有効幅員を確保し、滑りにくく歩きやすい道路に改善を図ります。
- ・無電柱化事業を推進します。
- ・バリアフリーに配慮した歩道補修に努めます。等



歩道の改良

交通安全特定事業

事業数:28

- ・生活関連経路における音響式信号機・経過時間表示機能付歩行者灯器の設置を検討します。
- ・必要に応じてエスコートゾーンの整備を検討します。
- ・違法駐車の指導取締り、違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動を実施します。等



音響式信号機・経過時間表示機能付
歩行者灯器等

教育啓発特定事業

事業数:503

- ・職員への研修を実施します。
- ・小中学生向けの高齢者・障害者疑似体験の実施やパンフレットを作成します。
- ・区民及び区内の事業者を対象とする心のバリアフリーに関する講習会を開催します。等



VR疑似体験

観光バリアフリーの推進（地域特性に応じた施策）

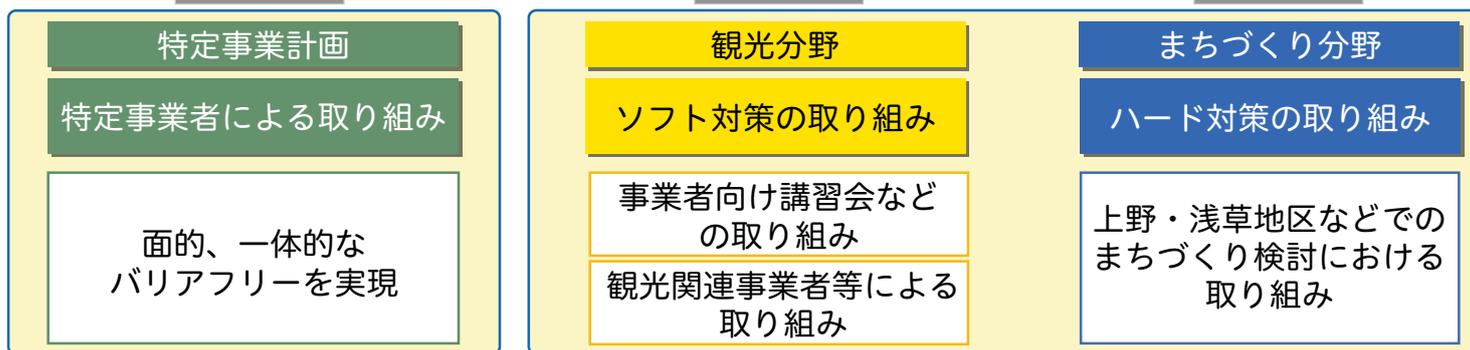
区では、これまで旧基本構想において、道路や施設のバリアフリー化のほか、外国語対応の案内表示などの来街者対応の取り組みの充実を図ってきましたが、今後も、訪日外国人や高齢者、障害者等、誰もが安心して訪れることができるまちづくりの実現には、さらなる対応が求められます。

本基本構想では、観光バリアフリーの推進を地域特性に応じた区独自の取り組みとして位置付け、今後の取り組みについて示しています。

区は、基本構想改定に向けた方向性で示したとおり、すべての来街者が円滑に観光を楽しめる環境づくりを実現するため、ハード・ソフト両面で観光客の受入れ環境の整備を推進します。

観光バリアフリーのさらなる推進

ハード・ソフト両面で観光客の受入環境整備を推進



バリアフリー化の推進に向けた今後の取り組み

新しい技術に対する取り組み

区では、技術革新を注視しながら、ユニバーサルな観点からバリアフリー情報を提供するため、民間との協働による情報提供ツールの作成など、バリアフリーマップの刷新も含めて、より良い情報提供のあり方について検討していきます。

国や隣接自治体との連携

移動に係るバリアフリー化の推進を図るため、区の取り組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を国や隣接自治体等に発信するとともに、連携して取り組むことで広域にわたるバリアフリー化の実現を目指します。

基本構想のスパイラルアップ

バリアフリー法では、基本構想の特定事業に位置づけられた特定事業者は、基本構想にもとづいた具体的な事業の計画(特定事業計画)を策定したうえで、それぞれ事業を実施することとなっています。

区では、基本構想の実現に向け、区民、利用者及び各事業者等と連携してバリアフリー化を推進していくとともに、これら具体的な計画の作成(Plan)→事業の実施(Do)→事後評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルにもとづき、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図っていくこととします。

基本構想策定後の進捗管理の流れ

